

しあわせ福井スポーツ協会 専門委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、しあわせ福井スポーツ協会会則（以下「会則」という。）第28条第2項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 専門委員会は、スポーツ振興委員会、人材育成委員会ならびに研究委員会とする。

(機 能)

第3条 各専門委員会の所掌する事項は次のとおりとする。

(1) スポーツ振興委員会は、次に掲げる事業について企画し、実施する。

- ア 障がい者スポーツの普及啓発に関する事業
- イ 障がい者スポーツの選手育成および競技力向上に関する事業
- ウ 全国障害者スポーツ大会への選手および役員の派遣に関する事業
- エ 福井県障がい者スポーツ大会の開催に関する事業
- オ 障がい者スポーツに関する教室等の開催に関する事業
- カ 障がい者スポーツ関係団体との連絡調整および支援に関する事業
- キ 障がい者スポーツの振興に係る環境づくりに関する事業
- ク その他、人材育成委員会および研究委員会の所掌に属さない事業

(2) 人材育成委員会は、次に掲げる事業について企画し、実施する。

- ア 選手の発掘、登録に関する事業
- イ 障がい者スポーツ指導員の養成、登録、派遣等に関する事業
- ウ ボランティアの募集、養成、派遣等に関する事業
- エ 障がい者スポーツ人材バンクの運営に関する事業
- オ その他、障がい者スポーツに関する人材の養成、活用に関する事業

(3) 研究委員会は、次に掲げる事業について企画し、実施する。

- ア 選手の競技力向上に向けた医学的サポートの研究に関する事業
- イ 選手のトレーニングメニューの研究に関する事業
- ウ 障がい者スポーツに係る指導方法の研究に関する事業
- エ その他、障がい者スポーツに係る学術的事業

(委 員)

第4条 各専門委員会の事業を企画、実施するため、スポーツ振興委員会にあっては40名以内、人材育成委員会および研究委員会にあってはそれぞれ20名以内の委員を置く。

2 委員は、会員（会員が法人または団体である場合は、当該法人または団体から推薦のあった者）の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。

- 3 委員の任期は、会則第9条に準ずる。
- 4 各専門委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- 5 委員長および副委員長は、各専門委員会毎に、委員の互選により選任する。
- 5 各専門委員会に、会則第5条第3号の理事から担当理事1名を置くことができる。

(会 議)

第5条 委員長は、会長の命を受け会議を招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 会長および担当理事は会議に出席して意見を述べることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月28日から施行する。